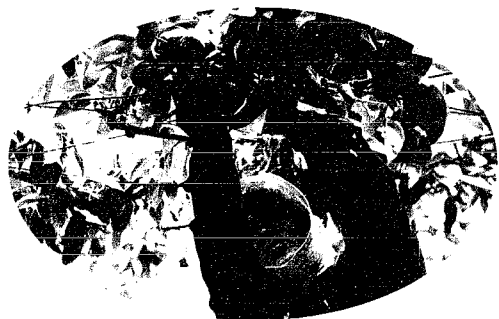


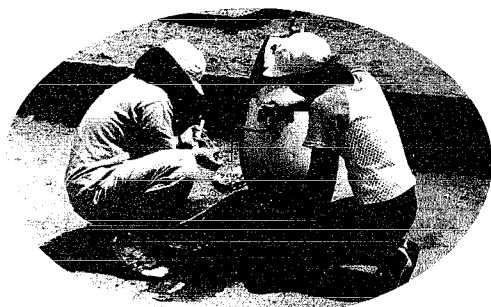
6月のできごと



梨の袋かけの最盛期です。秋には美味しい梨を食べるのが楽しみです。



「健康だ」と思っている自分のためです。年1回必ず「基本健診」を受けましょう。



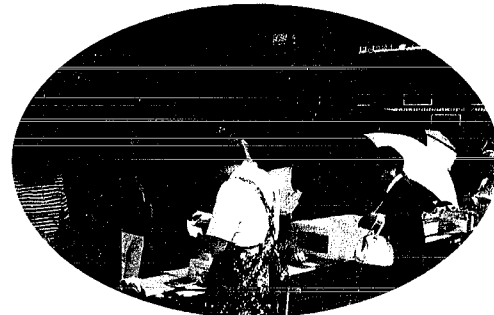
総合学習の一環で6年生がペンギン公園でペンギン水道を清掃しました。皆さんきれいに使ってね！



郡市大会を目指し練習に励んでいました。月中バレー部が昭和49年に県代表として全国大会に出場したの覚えていますか？



電車敷跡地の遊歩道を村と大字月潟で計画しボランティアを募り一斉草取りを行いました。ご協力ありがとうございました。



北海道月形町の物産販売が祭にあわせて行われました。あっという間の完売に月形町の皆さんもびっくりでした。

納付にご協力を

国保税を滞納すると「**保険証**」に代えて「**資格証 短期証**」を交付することになりました。

国民健康保険に加入している人が国民健康保険税を理由もなくきちんと納めないとお互いに助け合いの仕組みが成り立たなくなり他の加入者に負担をかけることとなります。

国の法律改正により、平成12年4月から、1年以上国民健康保険税を滞納している人に滞納措置をとることが法律で義務づけられ、平成13年度から実施されました。

1. 短期証

○保険証の有効期間が短くなります。

特別な理由もなく保険税を納期限までに納めないでいると有効期間が通常よりも短い保険証「短期被保険証」が交付されます。更新ごとに納付相談が行われ保険税の納付が求められます。

2. 資格証

○保険税を納期限から1年間経過しても滞納を続けていると保険証の代りとして「被保険者資格証明書」が交付されます。これは単に国保の資格があることを証明するだけのもので保険証のような効力はありません。

医療費はいったん全額自己負担することになります。あとで申請によりかかった医療費の7割（または8割）が払い戻しされますが同時に滞納している保険税を支払ってもらうこととなります。

資格証交付の除外

特別な事情があると認められる世帯及び「老人保健の受給者や省令で定められた公費医療の受給者」本人は「資格証」の交付が除外されます。ただし、世帯主による申請が必要となります。

滞納する前に相談を

加入者の皆さんあつての国保です。やむを得ない事情で納付が困難になった場合は早めに御相談ください。

詳しくは、総務課税務係・住民課保健福祉係（☎375-2710）